

平成 26 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 玉村剛史 (コード番号：9435 東証一部)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8
会 社 名	株 式 会 社 総 合 生 活 サ ー ビ ス
代表者の役職氏名	代 表 取 締 役 安 田 光 宏
T E L	0 3 - 6 8 9 4 - 0 1 0 7

株式会社光通信の子会社である株式会社総合生活サービスによる株式会社ウォーターダイレクト株券等
(証券コード：2588) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社光通信の子会社である株式会社総合生活サービス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成26年12月25日付で、株式会社ウォーターダイレクト（本社：東京都品川区、代表取締役：伊久間努、東証第二部 2588、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細は、添付にある株式会社総合生活サービス発表の「株式会社ウォーターダイレクト株券等（証券コード：2588）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 株式会社総合生活サービス（公開買付者）の概要

所 在 地	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番10号
代表者の役職・氏名	代表取締役 安田光宏
事 業 内 容	宅配水事業をはじめとする生活関連事業を行い、また、生活関連事業を行う会社等の株式等を保有すること
資 本 金	1,000万円

2. 今後の見通し

本件による株式会社光通信の連結業績への影響は現在精査中です。確定次第、業績予想の修正が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社光通信による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社総合生活サービス（公開買付者）が株式会社光通信（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

平成 26 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社総合生活サービス
代表者の役職氏名	代表取締役 安田光宏
T E L	0 3 - 6 8 9 4 - 0 1 0 7

株式会社ウォーターダイレクト株券等（証券コード：2588）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社総合生活サービス（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成26年12月25日付で、以下のとおり、株式会社ウォーターダイレクト（本社：東京都品川区、代表取締役：伊久間努、証券コード：2588、東証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、当社の完全親会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下「光通信グループ」といいます。）において宅配水事業をはじめとする生活関連事業の中間持株会社として平成26年11月に設立された会社であり、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）は所有していません。ただし、当社の親会社である光通信が、本日現在、対象者株式を1,187,900株（所有割合（注）にして14.61%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））及び対象者の第4回新株予約権3,840個（目的となる株式の数384,000株、所有割合にして4.72%）を所有しております。また、本日現在、光通信の連結子会社のうち、株式会社 PROMIDEA（以下「PROMIDEA」といいます。）が589,800株（所有割合にして7.26%）、エルミック株式会社（以下「エルミック」といいます。）が509,800株（所有割合にして6.27%）を、それぞれ対象者株式を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に議決権行使の指図権を留保して信託しており、光通信とこれらの会社が実質的に所有する対象者株式の合計は、2,287,500株（所有割合にして28.14%。）であり、対象者は当社の親会社である光通信の持分法適用関連会社です。

（注）所有割合は、対象者が平成26年11月14日に提出した第9期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数（8,128,400株）から本四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数（159株）を控除した数（8,128,241株）に占める割合をいいます。以下同じとします。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、平成26年12月25日付で、光通信グループと対象者の企業価値の向上を企図し、資本提携・業務提携関係を構築し、緊密な連携をとって事業展開することでシナジーを実現できるよう、対象者株式を対象とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、応募を希望するすべての対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に広く売却の機会を確保するため、本公開買付けにおける買付予定数につき、上限及び下限を設定していません（上場廃止となる可能性の有無については、下記「(3) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。）。

また、当社は、本公開買付けの実施にあたり、下記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、対象者の第4位の株主である株式会社アイケアジャパン（以下「アイケアジャパン」といいます。）及び対象者の株主である大島昇氏（以下「大島氏」といい、アイケアジャパン及び大島氏を併せて以下「応募契約締結株主」と総称します。）との間で、応募契約締結株主がその所有する対象者株式を本公開買付けに応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、また、PROMIDEA 及びエルミックとの間でも、両社が所有する対象者株式に関して本公開買付けに応募する旨の合意をそれぞれしております。他方、当社は、光通信との間では、同社が所有する対象者株式及び新株予約権の全てに関して、本

公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

なお、対象者公表の平成 26 年 12 月 25 日付「株式会社総合生活サービスによる当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、i. 光通信グループとの業務提携により、新規顧客獲得力が向上し営業力が強化されている実績や光通信グループにおいて宅配水事業に対する理解が深まっている状況を踏まえ、当社は、応募契約締結株主の所有する対象者株式の売却先として申し分ないこと、ii. 対象者が光通信の連結子会社となる場合であっても、対象者の経営の独立性は保たれる見込みであること、iii. 競合他社が増加してきた宅配水市場において、競争力強化のために、対象者が苦手としていたテレマーケティングや法人営業等による顧客開拓を、光通信グループの営業力により光通信と対象者の合弁会社である株式会社アイディール・ライフ（以下「アイディール・ライフ」といいます。）にて行い、販路拡大を進めてきた結果、新規顧客獲得力が向上し対象者の営業力強化につながっているが、さらに光通信グループとのより強固な資本関係をもつことにより、光通信グループが競合他社との連携体制を選択する可能性が低減し、また、双方の経営基盤、光通信グループの販売会社として蓄積している顧客ニーズ・販売ノウハウと、対象者のメーカーとして蓄積している宅配水事業に関する開発や品質・顧客等の管理ノウハウなどの事業ノウハウを融合することにより、双方の強みを活かした事業シナジーの創出（新たな販売チャネルによる新規顧客開拓や既存顧客のリテンション対策等）につながり、企業価値向上につながるものと考えられることから、対象者の取締役会は、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資するとの認識に至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの普通株式に係る買付け価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、当社が取得したアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」といいます。）による株式価値の算定結果を参考にしつつ、応募契約締結株主との間で協議・交渉の結果を受け、決定されたものであること、当社が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付けの妥当性に関する判断について、対象者は中立の立場をとり意見を留保することを併せて決議したとのことです。そのため、対象者は独自に第三者算定機関から株式価値算定書を取得していないことから、本公開買付けに応募するか否かについても、対象者は中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねる旨も併せて決議したとのことです。さらに、本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要（3）買付け等の価格」において定義します。）のうち、第2回新株予約権及び第3回新株予約権（いずれも下記「2. 買付け等の概要（3）買付け等の価格」において定義します。）については、いずれも対象者、対象者の子会社又は関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、当社が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、第4回新株予約権（下記「2. 買付け等の概要（3）買付け等の価格」において定義します。）については、保有者が光通信であることに鑑み、対象者は第三者算定機関に対して本新株予約権の価値算定を依頼しておらず、本新株予約権に係る買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権の保有者の皆様に対しても、本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会において、対象者の監査役3名全員（内、社外監査役2名）が審議に参加し、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては対象者株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（2）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

ア. 本公開買付けの目的及び背景

当社は、光通信グループにおいて宅配水事業をはじめとする生活関連事業の中間持株会社として平成 26 年 11 月に設立された会社であり、本日現在において、光通信がその普通株式に係る議決権の 100% を保有する完全子会社です。光通信は、昭和 63 年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。光通信の普通株式は、平成 11 年には株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）市場第一部に上場され、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、ナチュラルミネラルウォーターの宅配を目的として平成 18 年に設立されて以降、「健康的なライフスタイルを実現するサービスを提供する会社」として、開発、製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを自社で手がけることにより、より魅力ある商品・サービスを提供しており、平成 25 年 3 月には対象者株式は東証マザーズに上場し、平成 26 年 4 月には東証市場第二部への市場変更を果たしております。

対象者の平成 26 年 1 月 17 日付プレスリリース「株式会社光通信との合弁会社（子会社）設立に関するお知らせ」及び「第三者割当による新株式発行、新株予約権の発行及び東京証券取引所本則市場への上場市場変更申請に関するお知らせ」により公表されているとおり、宅配水事業における新たな販売チャネルの拡大、また光通信グループの取扱う通信商材や保険等を活用した新たな付加価値サービスの提供による、お客様満足度の向上と企業価値の向上を目的として、対象者と光通信は、合弁会社としてアイディール・ライフを平成 26 年 1 月 31 日付にて設立するとともに、平成 26 年 2 月 3 日に第三者割当の方法により光通信が対象者株式 767,900 株（1 株 554 円、所有割合にして 9.45%）及び第 4 回新株予約権 3,840 個（目的となる株式の数 384,000 株）を引き受け、両社の提携関係の構築・強化を図ってまいりました。さらに、光通信は、平成 26 年 4 月頃から、大島氏より、大島氏及び大島氏の関係者が実質的に保有している対象者株式を光通信グループに売却したい旨の打診を受け、光通信グループと対象者との提携関係を強化するため、これを前向きに検討することといたしました。大島氏及び大島氏の関係者が発行済株式の全てを所有する PROMIDEA 及びエルミックが、それぞれ対象者株式（PROMIDEA 所有分 589,800 株（所有割合にして 7.26%）、エルミック所有分 509,800 株（所有割合にして 6.27%））を議決権行使の指図権を留保して野村信託銀行に信託していたこと等から、簡便かつ迅速な方法で対象者株式の売却を行うため、PROMIDEA 及びエルミックが対象者株式を信託している状態を維持したまま、PROMIDEA の発行済株式の全部を平成 26 年 5 月 30 日付で、また、エルミックの発行済株式の全部を平成 26 年 6 月 3 日付で、大島氏及び大島氏の関係者からそれぞれ取得することにより、対象者に対して一定の資本関係の構築・深化を図ってまいりました。

その後も、光通信グループにおいて宅配水事業に注力し、同事業をより効率的かつ安定的に展開する道を模索する中、平成 26 年 11 月中旬頃、大島氏より、応募契約締結株主の所有する対象者株式（大島氏が所有する対象者株式 80,000 株（所有割合にして 0.98%）、大島氏の取引先であり同氏と関係のあるアイケアジャパンが所有する対象者株式 570,000 株（所有割合にして 7.01%））の譲渡について、光通信グループに対して打診がありました。光通信グループとしては、この譲渡を受けることが、対象者とのより緊密な協力関係の構築に資するものであり、競合する事業者の多い宅配水市場において、顧客のニーズにより的確かつ迅速に答えることが実現可能となると考え、当社において対象者株式を取得することを前向きに検討することといたしました。そして、当社がこの譲渡を受けた場合には、譲受け後の当社及びその特別関係者が所有する対象者株式の合計が 2,937,500 株（所有割合 36.14%）となり、株券等の所有割合が発行済株式総数の 3 分の 1 を超えるため、本公開買付けを実施することといたしました。

当社といたしましては、当社による対象者株式の取得によって、合弁会社設立以降、光通信グループと対象者との間で築いてきた営業面での協力体制に加え、両社の協力・連携体制の一層の強化が図られることにより、対象者が提供する魅力ある商品・サービスと、当社の持つ販売力という相互の強みを活かしたシナジー効果をより発揮できる体制・施策を実施・展開し、光通信グループ及び対象者の事業の成長並びに企業価値向上へつなげていきたいと考えております。

なお、対象者プレスリリースによれば、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資すると考えているとのこととす。

イ. 本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの成立により光通信グループと対象者との資本関係の強化が実現した場合（なお、本公開買付けの結果によっては、対象者は、光通信の連結子会社となる場合があります。）には、対象者の経営の独立性を維持しつつ、光通信グループと対象者とのより強固な資本関係のもとにより強い協力・連携体制による事業推進を行い、また、双方の経営基盤、事業ノウハウを融合し、事業シナジーを創出することが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であると考えております。具体的には、競合する事業者の多い宅配水市場において、光通信グループは対象者との連携を強化し、光通信グループの販売会社として蓄積している顧客ニーズ・販売ノウハウと、対象者のメーカーとして蓄積している開発・管理ノウハウを密に共有し、商品・流通チャネル・提供方法をより的確に展開することで、現状の新規顧客獲得に関する営業協力を維持強化し、対象者の競争力の維持強化を積極的に推進してまいります。

当社といたしましては、人的側面においては、対象者の代表取締役である伊久間努氏には代表取締役を継続していただく一方、光通信グループから対象者に対し、社外取締役を派遣することを含む人的交

流・連携を進める予定です。なお、役員派遣の具体的な人数・人選については、本公開買付け成立後、対象者と協議により決定する予定です。

(3) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本日現在、対象者株式を東証市場第二部に上場しております。本公開買付けにおいては、対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、買付けを行う株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第 601 条第 1 項に規定される以下の①から④までの東証市場第二部の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東証市場第二部において取引することができなくなります。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の 10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じです。）が 2,000 単位未満である場合において、1 年以内に 2,000 単位以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が 5 億円未満である場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の 5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第 24 条第 1 項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

なお、本公開買付けの結果、対象者株式が上記のような上場廃止基準に関し、猶予期間入りに至った場合には、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場維持に向けた方策を実行いたします。なお、上記方法の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はありません。

(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者との資本関係の強化を図ることを目的として本公開買付けを実施いたしますが、本公開買付けによる売却を希望する対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に広く売却の機会を確保するため、買付予定数の上限を設けずに本公開買付けを実施いたします。もっとも、当社は、対象者を光通信の連結子会社とすることが本公開買付けの目的ではなく、また、上記「(3) 上場廃止となる見込みの有無について」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式を上場廃止とすることは企図していないことから、現時点では、光通信グループとして対象者株式の追加取得を行う予定はありません。ただし、将来的には、光通信グループにおける対象者株式の保有を当社に集約するために、光通信グループ内の取引として当社が光通信から対象者株式を追加取得する可能性はあります。また、本公開買付け後の状況を踏まえ、光通信グループと対象者との間での協力・連携体制の一層の強化、両社の強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果の追求、それらによる両社の事業の成長並びに企業価値向上の追求という観点から、対象者株式の追加取得が手段として合理的であると判断されるような場合には、将来的に対象者株式を追加取得するか否かについて、改めて検討する予定です。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、応募契約締結株主との間で、平成26年12月25日付でアイケアジャパンが所有する対象者株式 570,000株（所有割合にして7.01%）及び大島氏が所有する対象者株式80,000株（所有割合にして0.98%）の合計650,000株（所有割合にして8.00%。以下「本応募契約対象株式」と総称します。）を応募する旨の本応募契約をそれぞれ締結しました。本応募契約において、当社は、応募契約締結株主との間で、本公開買付けの開始後 2 週間以内に本応募契約対象株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しております。なお、本応募契約において、応募についての前提条件は存在しません。

また、当社は、PROMIDEA 及びエルミックとの間で、平成 26 年 12 月 25 日付で、PROMIDEA が実質的に所有する 589,800 株（所有割合にして 7.26%）及びエルミックが実質的に所有する 509,800 株（所有割合にして 6.27%）の合計 1,099,600 株（所有割合にして 13.53%）に関して本公開買付けに応募する

旨の合意をそれぞれしております。なお、PROMIDEA 及びエルミックは、それぞれ野村信託銀行との間の対象者株式の信託を終了させた上、本公開買付けに応募する予定です。

他方、当社は、当社の親会社である光通信との間で、平成 26 年 12 月 25 日付で、光通信が所有する対象者株式及び本新株予約権の全てに関して、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないものの、当社の親会社である光通信を含む光通信グループ会社が対象者の株式 2,287,500 株（所有割合にして 28.14%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施しました。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信グループから独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成 26 年 12 月 24 日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。公開買付者における株券等に係る各買付け等の価格の決定過程については下記「2. 買付け等の概要（4）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。

② 対象者における当社から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者の取締役会的意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社から独立した対象者の顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者の取締役会的意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けたとのことです。

③ 対象者における取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役 5 名全員は、いずれも利害関係者に該当せず、対象者は、平成 26 年 12 月 25 日開催の取締役会において、上記「②対象者における当社から独立した法律事務所からの助言」記載の法的助言を踏まえ、慎重に本公開買付けについて審議した結果、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けは対象者の企業価値の維持向上に資するとの認識に至り、取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議するとともに、本公開買付価格の妥当性に関する判断については中立の立場をとり意見を留保する旨、本公開買付けに応募するか否かについて株主の皆様及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役 3 名全員（内、社外監査役 2 名）は、利害関係者には該当せず、本公開買付けに関する審議に参加したとのことであり、全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様及び新株予約権者の皆様に委ねることについて、異議がない旨の意見を述べたとのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(平成 26 年 12 月 25 日現在)

(1) 名	称	株式会社ウォーターダイレクト																			
(2) 所	在	地	山梨県富士吉田市上吉田 4597 番地の 1																		
(3) 代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役 伊久間 努												
(4) 事	業	内	容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配																	
(5) 資	本	金	1,207,608 千円																		
(6) 設	立	年	月	日	平成 18 年 10 月																
(7) 大	株	主	及	び	持	株	比	率													
	(注)	<table> <tbody> <tr> <td>株式会社光通信</td> <td>14.61%</td> </tr> <tr> <td>日本テクノロジーベンチャーパートナーズア</td> <td>13.31%</td> </tr> <tr> <td>イ六号投資事業有限責任組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社（信託口 2052131）</td> <td>7.25%</td> </tr> <tr> <td>株式会社アイケアジャパン</td> <td>7.01%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社（信託口 2052130）</td> <td>6.27%</td> </tr> </tbody> </table>								株式会社光通信	14.61%	日本テクノロジーベンチャーパートナーズア	13.31%	イ六号投資事業有限責任組合		野村信託銀行株式会社（信託口 2052131）	7.25%	株式会社アイケアジャパン	7.01%	野村信託銀行株式会社（信託口 2052130）	6.27%
株式会社光通信	14.61%																				
日本テクノロジーベンチャーパートナーズア	13.31%																				
イ六号投資事業有限責任組合																					
野村信託銀行株式会社（信託口 2052131）	7.25%																				
株式会社アイケアジャパン	7.01%																				
野村信託銀行株式会社（信託口 2052130）	6.27%																				

	ピグマリオン1号投資事業有限責任組合 4.16% 株式会社コスモライフ 3.42% 日本テクノロジーベンチャーパートナーズ P2 3.40% 号投資事業組合 三木谷 浩史 2.95% 日本テクノロジーベンチャーパートナーズア 2.06% イ七-A号投資事業有限責任組合		
(8) 上場会社と対象者との関係	資本関係 当社は、対象者の普通株式を所有しておりませんが、当社の親会社である光通信が、本日現在、対象者の普通株式を1,187,900株（所有割合14.61%）及び対象者の第4回新株予約権3,840個（目的となる株式の数384,000株、所有割合にして4.72%）を所有しております。また、光通信の連結子会社のうち、株式会社PROMIDEAが589,800株（所有割合7.26%）、エルミック株式会社が509,800株（所有割合6.27%）を、それぞれ対象者の普通株式を野村信託銀行株式会社に議決権行使の指図権を留保して信託しております。光通信とこれらの会社が実質的に所有する対象者の普通株式の合計は、2,287,500株（所有割合28.14%。）であり、対象者は当社の親会社である光通信の持分法適用関連会社です。		
	人的関係 該当事項はありません。		
	取引関係 当社と対象者の間には取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況 該当事項はありません。		
(9) 最近3年間の財政状態及び経営成績			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産	723,422千円	1,400,531千円	2,192,837千円
総資産	3,379,507千円	5,165,529千円	6,561,566千円
1株当たり純資産	363.34円	204.89円	266.39円
売上高	5,471,771千円	7,194,599千円	8,772,654千円
営業利益	277,356千円	446,216千円	467,779千円
経常利益	239,257千円	387,789千円	407,372千円
当期純利益	247,000千円	358,813千円	249,867千円
1株当たり当期純利益	124.05円	59.71円	35.20円
1株当たり配当金	—円	—円	—円

(注) 本四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の大株主及び持株比率（発行済株式総数に対する所有株式数の割合）を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役の決定	平成26年12月25日（木曜日）
公開買付開始公告日	平成26年12月26日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/
公開買付届出書提出日	平成26年12月26日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成26年12月26日（金曜日）から平成27年2月12日（木曜日）まで（28営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は 30 営業日、平成 27 年 2 月 16 日（月曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 650 円

② 新株予約権

イ 平成 20 年 12 月 17 日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）1 個につき 金 1 円

ロ 平成 25 年 6 月 14 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）1 個につき 金 1 円

ハ 平成 26 年 1 月 17 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といい、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）1 個につき 金 13,500 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

ア. 普通株式

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付け価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信グループから独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社から平成 26 年 12 月 24 日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信グループの関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信グループとの間で重要な利害関係を有しておりません。なお、当社はアメリカン・アプリーザル・ジャパンから、本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	502 円から 541 円
類似上場会社比較法	576 円から 767 円
DCF 法	489 円から 624 円

(i) 市場株価法

平成 26 年 12 月 24 日を基準日として、東証市場第二部における対象者株式の基準日終値（533 円）、過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値（541 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。）、過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値（502 円）及び過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（523 円）をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 502 円から 541 円と算定しております。

(ii) 類似上場会社比較法

対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの株式価値を 576 円から 767 円までと算定しております。

(iii) DCF 法

対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 27 年 3 月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 489 円から 624 円と算定しております。なお、対象者の当期以降の業績予想において、対前年度比で大幅な増益を見込む事業年度を含んでおりますが、これは主として対象者の事業の成長性等によるものです。

当社は、上記のアメリカン・アプリーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、宅配水事業に対する成長期待、対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、応募契約締結株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年12月25日付で最終的に本公開買付価格を650円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり650円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年12月24日の東証市場第二部における対象者株式の終値533円に対して21.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算について同じ。）、過去1ヶ月間（平成26年11月25日から平成26年12月24日まで）の終値の単純平均値541円に対して20.15%、過去3ヶ月間（平成26年9月25日から平成26年12月24日まで）の終値の単純平均値502円に対して29.48%、過去6ヶ月間（平成26年6月25日から平成26年12月24日まで）の終値の単純平均値523円に対して24.28%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、当社は、平成26年2月に対象者が実施した第三者割当増資において、対象者株式767,900株（保有割合9.45%）を1株当たり554円で引き受けています。この取得価格は、取得時の時価を基準として当事者間の合意により決定しておりますので、市場価格にプレミアムが付された本公開買付価格とは異なり、本公開買付価格よりそれぞれ96円低い金額となっております。

イ. 新株予約権

第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、対象者の役員又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件として、対象者、対象者の子会社又は対象者の関係会社の役員又は従業員であることを要するものとされています。また、当該新株予約権を譲渡するには、対象者の取締役会の承認を要するものとされています。当該条件及び当該譲渡制限により、当社が第2回新株予約権及び第3回新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、買付価格をそれぞれ1円と決定いたしました。

第4回新株予約権については、本日現在において対象者株式1株当たりの行使価額（515円）が本公開買付価格（650円）を下回っているため、第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である650円と第4回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額515円との差額である135円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である13,500円と決定いたしました。

なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。

② 算定の経緯

当社の親会社である光通信は、平成26年1月以降、対象者との間で一定の資本関係の構築・深化を図ってまいりましたが、平成26年11月中旬頃、大島氏より、応募契約締結株主の所有する対象者株式（大島氏が所有する対象者株式80,000株（所有割合にして0.98%）、アイケアジャパンが所有する対象者株式570,000株（所有割合にして7.01%））の譲渡について、光通信グループに対して打診がありました。光通信グループとしては、この譲渡を受けることが、対象者とのより緊密な協力関係の構築に資するものであり、競合する事業者の多い宅配水市場において、顧客のニーズに対してよりの確かつ迅速に応えることが実現可能となると考え、当社において対象者株式を取得することを前向きに検討することといたしました。そして、当社がこの譲渡を受けた場合には買付け後の当社及びその特別関係者が所有する対象者株式の合計が2,937,500株（所有割合36.14%）となり、株券等の所有割合が発行済株式総数の3分の1を超えるため、本公開買付けを実施することといたしました。

（算定の際に意見を聴取した第三者の名称）

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び光通信グループから独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成26年12月24日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、当社、対象者及び光通信グループの関連当事者には該当せず、当社、対象者及び光通信グループとの間で重要な利害関係を有しておりません。なお、当社はアメリカン・アプリーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(当該意見の概要)

株式価値算定書の詳細については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、アメリカン・アプレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、宅配水事業に対する成長期待及び対象者株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案した上、平成26年11月中旬から同年12月24日頃にかけて応募締結株主との間で協議・交渉を行った結果を受け、平成26年12月25日付で最終的に本公開買付価格を650円とすることに決定いたしました。

また、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりませんが、上記「①算定の基礎」記載のとおり、第2回新株予約権1個につき金1円、第3回新株予約権1個につき金1円、第4回新株予約権1個につき金13,500円とすることに決定いたしました。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,782,241 株	— 株	— 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していないため、「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある最大数(8,782,241株)を記載しております。当該最大数は本四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(8,128,400株)に、対象者が平成26年6月23日付で提出した第8期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された平成26年3月31日現在の全ての新株予約権から、平成26年4月1日以降平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権50個(目的となる株式の数15,000株))を除いた数の新株予約権(第2回新株予約権300個、第3回新株予約権600個及び第4回新株予約権3,840個)の目的となる株式の数の合計数654,000株を加えた合計数8,782,400株から、本四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(159株)を控除した株式数(8,782,241株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(159株)を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	26,715 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.42%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	87,822 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	81,268 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,782,241株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された平成26年9月30日現

在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権のすべてを公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（8,128,400 株）に、本有価証券報告書に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の全ての新株予約権から、平成 26 年 4 月 1 日以降平成 26 年 9 月 30 日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、第 2 回新株予約権 50 個（目的となる株式の数 15,000 株）を除いた数の新株予約権（第 2 回新株予約権 300 個、第 3 回新株予約権 600 個及び第 4 回新株予約権 3,840 個）の目的となる株式の数の合計数 654,000 株を加えた合計数 8,782,400 株から、本四半期報告書に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数（159 株）を控除した株式数（8,782,241 株）に係る議決権数（87,822 個）を分母として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 4,686,721,650 円

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

② 決済の開始日

平成 27 年 2 月 19 日（木曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成 27 年 2 月 23 日（月曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金致します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限および下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しま

す。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 16 時まで、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 16 時まで公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

（その他の東海東京証券株式会社全国各支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 12 月 26 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等（2）本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 12 月 25 日、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様及び新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決

議したとのことです。かかる取締役会決議の詳細については、上記「1. 買付け等の目的等（1）本公開買付けの概要」をご参照ください。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

以 上